

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和2年5月14日(2020.5.14)

【公表番号】特表2019-513919(P2019-513919A)

【公表日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2019-020

【出願番号】特願2018-551769(P2018-551769)

【国際特許分類】

E 06 C 1/30 (2006.01)

E 06 C 1/18 (2006.01)

【F I】

E 06 C 1/30

E 06 C 1/18

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月1日(2020.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のはしご部分(5、5a～5j)を含む折り畳み式はしご(1)のはしご部分に用いるための横板であって、各はしご部分は、それぞれの前記はしご部分を形成するために互いに平行に配置され、かつ前記横板(20)によって相互接続された2つのはしごチューブ(10、12)を含み、各はしごチューブ(10、12)は、前記折り畳み式はしご(1)を形成するために下側のはしご部分のはしごチューブ(10、12)内に伸縮式に挿入され、前記横板(20)は主要部分(22)と、第1のブラケット部分(24a)と、第2のブラケット部分(24b)とを含み、前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)は、それぞれの前記はしごチューブ(10、12)を受取るために前記横板(20)の各端部に配置され、前記横板(20)は、前記主要部分(22)と、前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)とが一体化されたユニットとして1つの單一片で提供され、

前記主要部分(22)と、前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)とは同じ材料によって形成され、前記主要部分(22)は、前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)が延在する面に対して角度()で傾斜することを特徴とする、横板。

【請求項2】

前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)は互いに対称である、請求項1に記載の横板。

【請求項3】

前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)は熱可塑性材料で作られている、請求項1または2に記載の横板。

【請求項4】

前記主要部分(22)の少なくとも一部には、複数の窪みまたは突起を含む外側層が設けられる、請求項1～3のいずれか一項に記載の横板。

【請求項5】

前記主要部分(22)の少なくとも一部は、複数の窪みまたは突起を含む、請求項1～

4のいずれか一項に記載の横板。

【請求項6】

前記横板(20)は、少なくとも1つのグリップハンドル(40)を含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の横板。

【請求項7】

前記少なくとも1つのグリップハンドル(40)は、前記横板(20)の中心線(C)から距離dを置いて配置され、前記中心線(C)は前記はしごチューブ(10、12)と平行であり、前記中心線(C)は長手方向の線(L)に対して垂直である、請求項6に記載の横板。

【請求項8】

前記グリップハンドル(40)および前記横板(20)は、一体化されたユニットとして提供される、請求項6に記載の横板。

【請求項9】

前記グリップハンドル(40)は底部プレートに配置され、前記底部プレートは前記横板(20)の前記主要部分(22)に取り外し可能に配置される、請求項6に記載の横板。

【請求項10】

前記横板(20)はロックング機構を含む、請求項1～9のいずれか一項に記載の横板。

【請求項11】

前記横板(20)は、前記ロックング機構がロック位置にあるか否かの可視化を可能にするための少なくとも1つのロック表示器を含む、請求項10に記載の横板。

【請求項12】

複数のはしご部分(5、5a～5j)を含む折り畳み式はしごであって、各はしご部分は、それぞれの前記はしご部分を形成するために互いに平行に配置され、かつ横板(20)によって相互接続された2つのはしごチューブ(10、12)を含み、各はしごチューブ(10、12)は、前記折り畳み式はしご(1)を形成するために下側のはしご部分のはしごチューブ(10、12)内に伸縮式に挿入され、前記横板(20)は主要部分(22)と、第1のブラケット部分(24a)と、第2のブラケット部分(24b)とを含み、前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)は、それぞれの前記はしごチューブ(10、12)を受取るために前記横板(20)の各端部に配置され、前記横板(20)の前記主要部分(22)と、前記第1のブラケット部分(24a)と、前記第2のブラケット部分(24b)とは一体化されたユニットとして1つの單一片で提供され、前記主要部分(22)と、前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)とは同じ材料によって形成され、前記主要部分(22)は、前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)が延在する面に対して角度()で傾斜することを特徴とする、折り畳み式はしご。

【請求項13】

前記横板(20)は、請求項1～11に記載の特徴のいずれかを含む、請求項12に記載の折り畳み式はしご。

【請求項14】

第1および第2のはしご脚部を含む折り畳み式脚立であって、前記脚部は一方の端部において互いにヒンジで接続されており、前記はしご脚部の各々は複数のはしご部分(5、5a～5j)を含み、各部分(5)は、それぞれの前記はしご部分(5)を形成するために互いに平行に配置され、かつ横板(20)によって相互接続された2つのはしごチューブ(10、12)を含み、各はしごチューブ(10、12)は、少なくとも3つのはしご部分(5)を含む前記折り畳み式脚立を形成するために下側のはしご部分のはしごチューブ(10、12)内に伸縮式に挿入されており、前記横板(20)は主要部分(22)と、第1のブラケット部分(24a)と、第2のブラケット部分(24b)とを含み、前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)は、それぞれの前記はしごチューブ

(10、12)を受取るために前記横板(20)の各端部に配置され、前記折り畳み式脚立(1)は横板(20)を含み、前記横板(20)の前記主要部分(22)と、前記第1のブラケット部分(24a)と、前記第2のブラケット部分(24b)とは一体化されたユニットとして1つの單一片で提供され、前記主要部分(22)と、前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)とは同じ材料によって形成され、前記主要部分(22)は、前記第1および第2のブラケット部分(24a、24b)が延在する面に対して角度()で傾斜することを特徴とする、折り畳み式脚立。